

第371回: マスハラにヌーハラ

こないだ、中国から来た国有銀行の大幹部に頼まれ、昨今日本企業を騒がせている各種ハラスメントについて状況を説明した。お礼に高級料亭で美味しい物を食わせてもらったが、友人の随員たちが真剣にメモをとっていたので、某国有銀行もハラスメントに係る内部問題を抱えているようだ。

日本人はすぐ略称を使うので、まず各種ハラスメントに寸評を加えた。セクハラ、パワハラの次に説明したのがモラハラ(モラル)。これはセクハラやパワハラ等を含むもっと広い概念で、自分より立場の弱い人間に対し、暴力は使わず、精神的な苦痛を与える行為を指す。アカハラ(アカデミック)は大学などの学術機関において、教職員が学生や他の教員に対し行う嫌がらせで、これもパワハラの一つ。

中国でも最近セクハラ問題が増えているらしく「性騷擾」という新語はいまやすっかり定着している。中国の友人によると、職場でのセクハラ現象は日常茶飯事だという。「そろそろ結婚しないと親が心配するよ」、「お見合い、何回した?」なんて、これまで普通の日常会話であったことを問題視する人が増えてきたという。日本と違うのは、男性から女性へのハラスメントだけではなく、その逆も多いことらしい。酔っばらって部下の女性に言い寄ったり、尻を触ったりするような更に不埒な行為は滅多にないそうだ。中国女性は日本より遥かに強いから、こんなことをしたらただでは済まない。

パワハラは中国では、セクハラよりもっと当たり前の日常風景だ。中国企業の意味決定はトップダウンが基本であり、上司の権限は日本より強い。もっとも、部下だって負けていない。

ボクもむかし、中国育ちの日本人の部下に手を焼いたことがある。当人の勤務態度が悪かったので注意したら「それは人事部長からの命令ですか?」ときた。ぶん殴ってやろうかと思ったね。「課長なんて所詮は下級管理職に過ぎず、こんな奴の云うことを聞く必要はない」と考えているのだ。国籍は日本かも知れないが、まさに中国人、いまふうに云えばモンスター社員だ。日本の大銀行で大課長を怒らせたらどうなるか、全く分かっていなかった。温厚なボクも、このときだけは、あとで然るべく評定した覚えがある。

中国で部下の多くがこんな感じだから、上司も「舐められてたまるか!」、「パワハラが怖くて上司が務まるか!」てな感じで、職場で堂々と振る舞っている。どっちもどっちだが。

中国人の友人たちに誤解を与えないよう説明したのは、企業風土が日本と中国では少し異なっており、大きな権限を持つ上司が、抵抗するすべのない部下を精神的に追い詰める陰惨なハラスメントが横行しているから、日本政府も自ら乗り出して、その根絶に全力を挙げているという点であった。

企業が利潤の極大化を求め、全社を挙げて目標達成に猛進するとき、指揮官が「ある程度」パワハラ of 要素を含んだ指揮命令を出した方が、(ある一定期間ではあるが)成果が上がるのは常識であり、修羅場をくぐってきたベテラン管理職なら誰でも知っている。それを実行するかしないかは倫理と品性の問題だ。

ちょっとくらいなら構わないだろうと云う時代は過ぎ、パワハラは禁じ手であると日本政府が認定した以上、企業人は従う義務がある。被害者だってハラを括れば、名誉毀損罪(刑法第230条)、侮辱罪(同231条)、

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

1/3

脅迫罪(同第222条)、準強制わいせつ罪(同178条)で告訴することも可能である。要はスポーツ競技で禁止されているドーピングと同じことである。たとえ身体に悪影響のない薬で、尚且つ発覚する虞がなくてもルールは守る義務がある。社会への悪影響や、フェアプレー精神を考えれば。

東レ株式会社は経営理念(企業行動方針)として、安全と環境、倫理と公正、お客様第一、革新と創造、現場力強化、国際競争力、世界的連携、人材重視の八項目を挙げている。さすがは日本を代表する企業だ。経営理念とは企業にとって憲法であり、その筆頭と、第二に抵触する行為が企業人として許されないのは自明の理ではないかと中国人には説明し、彼も即座に同意してくれた。

こちらから「中国でモラルハラスメントはあるの?」と訊ねたら、「残念ながら高度成長が続くなか、商道德やビジネスに絡むモラルなんて消滅してしまったからね」と友人は自虐的に語っていた。

真面目な会話にも疲れてきたので、「もっとユニークなハラスメントはないの?」と聞かれたときに、「マスハラ」と「ヌーハラ」を紹介しておいた。

マスハラとは、いま日本で猖獗を極めている「マスク着用現象」。人に風邪をうつしてはならない、もしくは、人からうつされてはかなわないという発想は理解するが、マスクさえ着用すれば、病気であっても職場に足を踏み入れてよいというものではないだろうが。医学知識の乏しい素人の選択肢は病院に行くか、休むかの二つであり、薄っぺらなマスクを免罪符に使うセコイ現象は頂けない。「たしかにマスクだらけの電車風景は日本だけの異常現象だ」と友人は云う。最近では上司に対しマスク着用のまま話すバカまでいる。

最後はヌーハラ、つまりヌードル・ハラスメントだ。日本人が蕎麦をズルズルと啜る音が、外国人には不快で精神的苦痛を与えるから、配慮しましょうといったもの。中国では音を立てながらタンメンを食っても何ら問題はないのだが、欧米でズルズル音を立てスープを飲んだら、間違いなくマナー違反だ。然は然り乍ら、日本でも中国でも麺をすする食事法は文化として根付いている。

どちらが正しいとはいえないが、人の嫌がることに対し多少の配慮は必要だろう。因みに筆者は状況に応じて「支那」という言葉をよく使う。これ決して差別用語ではないからだ。でも中国人の多くが「日本人から“支那人”と呼ばれたくない」と云っている以上、彼らの目の触れるところで、この言葉は使わないようにしている。不肖わたくしも文化人のつもりだからね。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

平成29年3月31日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

① 株式の手数料等およびリスクについて

- ・ 国内株式の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2420% (税込み)、最低 3,240 円 (税込み) (売却約定代金が 3,240 円未満の場合、約定代金相当額) の手数料をいただきます。国内株式を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。
- ・ 外国株式等の売買取引には、売買金額 (現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して最大 0.8640% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。外国株式は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

② 債券の手数料等およびリスクについて

- ・ 非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスク及び為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

③ 投資信託の手数料等およびリスクについて

- ・ 投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

④ 株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

- ・ 株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0864% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
- ・ 株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.320% (税込み)、最低 2,700 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

3/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 121 号
日本証券業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040